

自主防災隊活動要領（作成例）

〇〇町内（自治）会自主防災隊

（目的）

第1 この要領は、〇〇町内（自治）会自主防災隊（以下「本隊」という。）の運用並びに防災活動等の必要な事項を定め、もって地域住民の生命と財産を守ることを目的とする。

（組織の整備等）

第2 本隊に、役員名簿（副班長以上）及び隊員名簿を備え付けておくものとする。

本隊の運営で盛岡市との関係は、盛岡市自主防災組織結成推進指針（以下「指針」という。）によるものとする。

（自主防災活動）

第3 本隊は、次の自主的な防災活動を行う。

（自主防災隊活動要領図は、別紙のとおり。）

1 平常時の活動

- (1) 防災知識の普及・啓発及び訓練の実施
- (2) 耐震診断の奨励、災害危険箇所及び空き建物の所有者等の把握とその対応
- (3) 避難行動要支援者台帳の備付、緊急連絡網及び防災資器材の整備
- (4) その他本隊の目的達成に必要なこと。

2 災害時の活動

(1) 基本

地震その他大きな災害が発生し又は発生のおそれがある場合は、「安全な場所に早く移動すること」を基本とし、次により各班の任務に基づき活動するとともに、緊急の対応が終わった後は、避難所での生活支援及び地域の安全確保等に当たるものとする。

(2) 緊急の避難誘導

災害にもよるが、当町内（自治）会は、一次的には、市の指定緊急避難場所である〇〇小学校、又は指定避難所である〇〇地区活動センターに避難誘導を行う。

(3) 避難行動要支援者の避難誘導

高齢者等の避難行動要支援者については、担当者（地域支援者）を決めておくなどして対処するものとする。

(3) 初期消火、救出・救護活動

火災発生時は、初期消火に努め、建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者を発見した場合は、現場付近の者は救出活動等に積極的に協力し必要な手配をするものとする。また、負傷者を発見し救出した場合は、医療機関若しくは、設置が予想される応急救護所等への手配を迅速に行うものとする。

(被災情報の収集と伝達)

第4 被災状況の把握と報告

1 各班長の調査と報告

各班長は、班内の無事の確認と被災状況（被災者数、負傷者、行方不明者、家屋等の倒壊・半壊、インフラ等）を把握するとともに隊長に速やかに報告するものとし、情報連絡班において取りまとめて盛岡市災害対策本部（電話 019-651-4111）へ報告するものとする。

2 危険状態の把握

被災状況把握の過程で、倒壊可能性のある危険な建造物等を発見した場合は、必要な措置等（立ち入り禁止など）を施し、直ちに盛岡市災害対策本部（電話 019-651-4111）へ報告し、二次災害の防止に努めるものとする。

(生活支援)

第5 避難所での生活支援

1 市の生活支援対策への協力

避難指示が発令され、避難所生活をする場合は、市の各種支援に対し円滑な避難所運営がなされるよう全面的に協力するものとする。

2 避難した人の把握

指定避難所に避難して来た避難者の住所・氏名・年齢・健康状態・携帯電話番号・家の状況・緊急時の連絡先等を早期に聴取し、把握するよう努めるものとする。

また、避難所以外（自宅、親せき宅等、車中泊等）で生活する人がいる場合は、早期に把握するとともに、施設管理者又は市の関係者に報告するものとする。

3 給食・給水・毛布等の支給

避難指示が発令され指定避難所に避難している場合の給食・給水・毛布等は、市から支給されるが、支給まで時間がかかる場合があることから、支給される物資が届くまでは、施設管理者等と協議をし、避難者の協力を得て非常持ち出し品等で賄うなど、適切な対応に努めるものとする。

4 町内会での炊き出し等

炊き出し等は、指定避難所の厨房を利用させてもらうこととする。

(避難後の地域の安全確保)

第6 避難した後の町内の安全対策

1 保安警戒活動

消火班が中心となり、避難した後の空き建物等の安全確保や防犯対策及びガス・水道等の安全確認に努めるものとする。

2 避難先の確認

地域内の人達が他地区へ避難された場合、可能な限りその避難先（住所・電話番号等）を確認し、連絡がとれるよう各班長が把握に努めることとする。

(資機材の整備)

第7 防災資器材の整備

指針により盛岡市より交付される防災資器材のほか、必要な服装等装備可能な物は整備して、倉庫に保管又は隊員に貸与して有事に備えるものとする。

(活動上の注意)

第8 防災活動上の注意

自主防災活動は、原則として自己責任であることから、安全には十分配慮して活動するものとする。

なお、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条「応急措置の業務に従事した者に対する損害補償」又は、消防法（昭和23年法律第186号）第36条の3「消防従事者の災害補償」に当たる活動をした場合は、同法が適用されるものと解する。

（防災訓練中における事故は補償される。）

(その他)

第9 その他

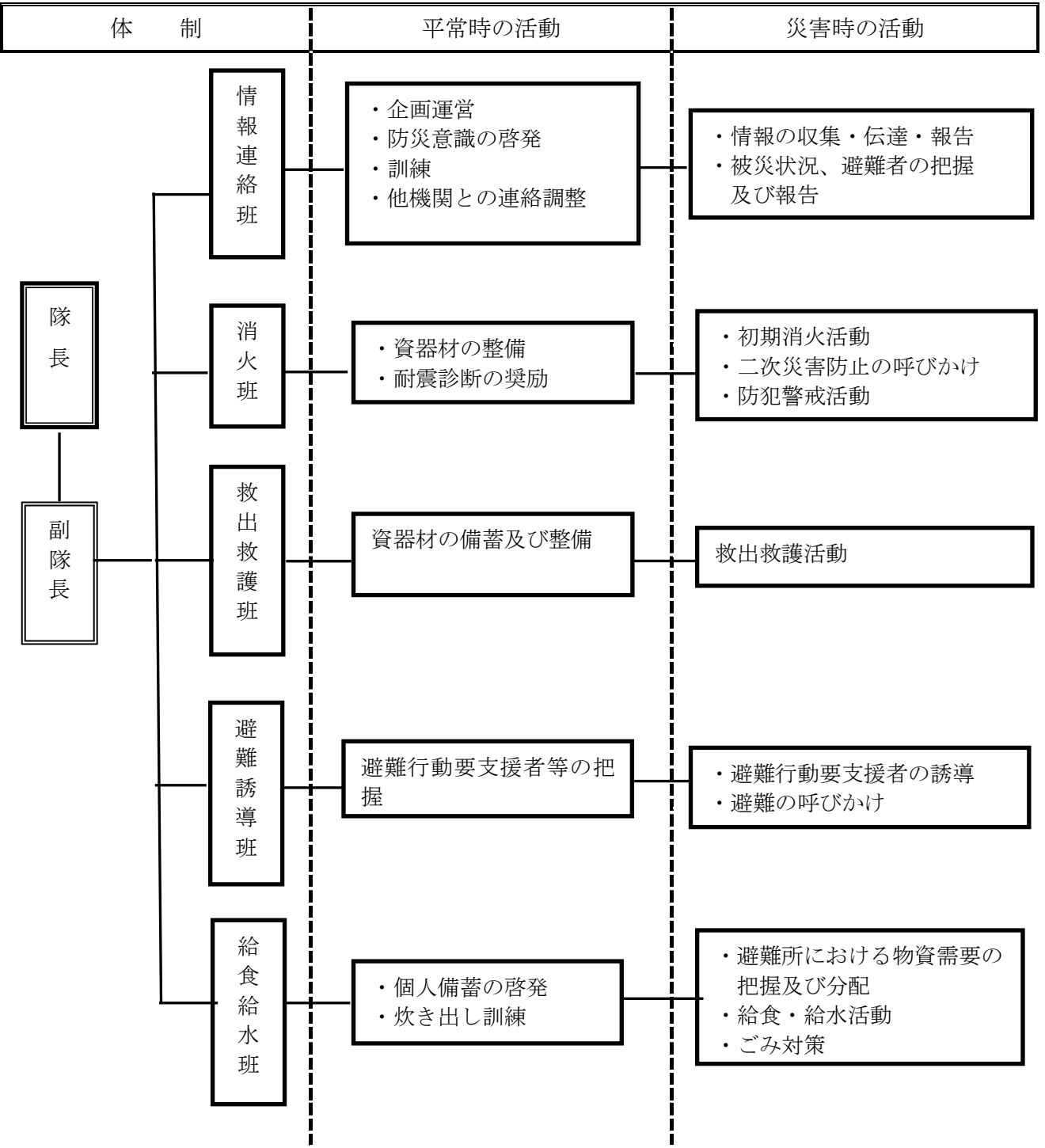
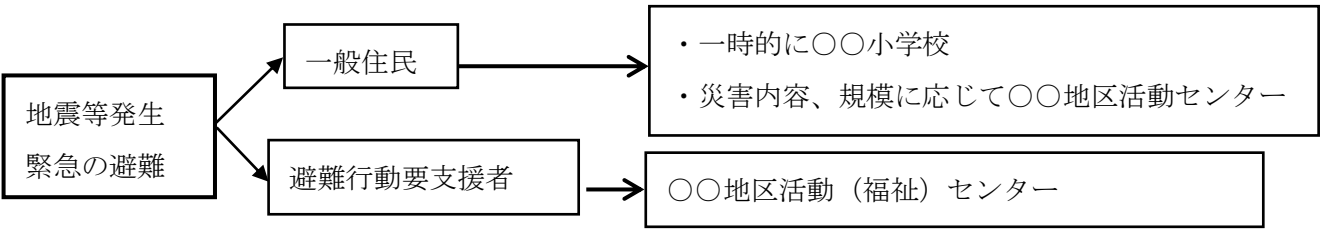
- 1 本隊の事務は、総務部が担当し、活動の概略は「活動日誌」に記録するものとする。

(附則)

- 2 この要領は、令和 年 月 日から施行する。

自主防災隊活動要領図

地震発生時の基本=「安全な場所に早く移動すること」



※ 本隊は、緊急対応の後は生活支援又は地域内の保安の確保に当たる。